

道路パトロール車へのドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、道路保全課が所管する道路パトロール車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、道路区域内の道路施設状況に関する情報の収集力の向上、管理瑕疵による事故発生の抑制、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する道路パトロール車

設置の対象とする車両は道路保全課が所管し、各広域本部及び地域振興局の維持管理（調整）課が使用する全ての道路パトロール車とする。

設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、道路パトロール車内に前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は広域本部及び地域振興局の維持管理（調整）課長とする。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

記録データは、盗難、紛失等の防止のため、道路パトロール車を使用しない間は、施錠できる執務室内に保管するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、道路施設状況の確認が必要とされる場合及び事故等が発生

した場合等とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者が認めた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、日時、氏名、目的、内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

ア 記録データは道路パトロールが終了して庁舎へ帰着後、指定するハードディスクに保管し、メモリーカードの記録データは消去する。

イ 記録データの保存期間は30日とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、道路管理者として道路施設を管理するうえで必要と判断される場合又は、交通事故等の事実確認及び原因分析の場合等に利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、平成28年3月30日から施行する。